農業用廃プラスチック類は適正に処理しましょう！

回　覧



廃農薬

収集日：12月2日（水）　午前10時～午前10時30分

場　所：ＪＡさつま日置　市来支所

処理経費（１キログラムあたり）

廃農薬類	粉剤、乳剤、水和剤	パラコート、銅、亜鉛剤	土壌消毒剤	ピクリン
料金	400円	600円	1,200円	1,200円

※**印鑑**をご持参ください。当日、**現金支払い**となります。

廃プラ

収集日：12月29日（火）　午前８時30分～午前11時30分

場　所：果樹選果場（ＪＡさつま日置北部営農センター）

処理経費（１キログラムあたり）

廃プラ類	塩化ビニール	農ポリ・マルチ	肥料空袋	プラ鉢・トレー	埋立処理
料金	42円	58円	58円	75円	75円

※回収を希望する方は**印鑑**をご持参ください。

農業用廃プラスチック等産業廃棄物を運搬する車両の表示および書類の備え付け（携帯）が必要です！！

●表示義務について

農家が自分で運搬する場合

1．　産業廃棄物を収集運搬している旨の表示

2．　排出事業者名



●書類の携帯義務について

次の事項を記載した書類

・氏名および住所

・運搬する産業廃棄物の種類、数量

・運搬する産業廃棄物を積載した日

・積載した事業場の名称、所在地、連絡先

・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

● お問い合わせ先 ●

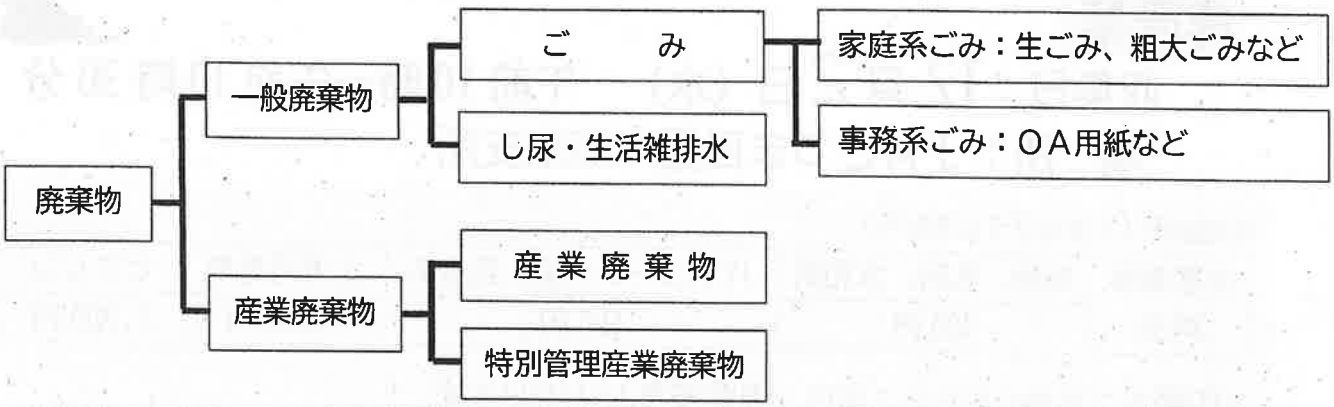
日置市役所 東市来支所 産業建設課農林水産係

電話：099-274-2114

農業用廃プラスチック類は、近隣で協力して回収し、適正に処理しましょう！

●なぜ、適正処理をしなければならないの？

■農家の皆さんが排出する農ビやポリマルチなどは「産業廃棄物」です。



産業廃棄物とは、事務活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、畜産農業に係る家畜ふん尿など 20 種類の廃棄物のことです。

農業は事業活動を伴うもの（産業）ですので、農業から排出される廃プラスチック類も産業廃棄物になります。

●野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

■自分の家で焼いたり、自家所有地に埋め立てることは「廃掃法」により禁止されています。

■廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、提出事業者（農家）の自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。

野焼きの禁止



罰則
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 26 条

山林等への投棄の禁止



罰則
5年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれらの併科
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 25 条

●農業用廃プラ類の梱包の方法は？

■塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルムなどの種類別に分別してください。

■土や砂はできる限り取り除き、針金などの異物は絶対に混入させないでください。

■同じ種類のひもで３カ所をしばり、適正な梱包をしてください。

塩化ビニール



1．泥やごみを落とす　2．つづら折りにする　3．持ちやすいように３カ所をしばる

ポリエチレンフィルム



1．木杭を１メートル間隔で打ち込み、巻き付ける　2．３カ所をしばる（１梱包 10～20 キロ程度）片側１カ所を切断する　3．杭から取り外した状態 切るのは１カ所でよい